

新型コロナウイルス感染症対策に伴う船舶職員及び小型船舶操縦者法等関連事務の取扱いについて

令和2年5月14日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域が変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、引き続き、同宣言の対象区域の内外を問わず、感染拡大の防止徹底が求められています。

今後、船舶職員及び小型船舶操縦者法関連事務及び水先法関連事務について、当面、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1. 適用対象

本取扱いは、船舶職員及び小型船舶操縦者法及び水先法に基づく申請、書類の作成（以下「申請等」という。）のうち、当該申請等を行うことができなかったことについて、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、外出の自粛、更新講習の中止、指定医師の休診などやむを得ない事情があるものに適用します。

この場合、当該やむを得ない事情を記載した書類の提出により、適用対象であることを確認させていただきます。

2. 事務取扱

(1) 総則

① 申請等の実施猶予

令和2年2月17日以降に行われる申請等であって、上記1. のやむを得ない事情により定められた期限を超えて行われるものについては、当該期限の到来日に申請等が行われたものとして、弾力的に事務を取り扱います。

(例1) 海技免許又は操縦免許の申請は、試験合格日以後1年以内に申請をしなければならないところ、1年を超えて行われる当該申請については、当該合格日から1年となる日に申請されたものとして取り扱います。

(例2) 海技免状又は操縦免許証（以下「海技免状等」という。）の有効期間の更新申請は、有効期間満了日以前1年以内にしなければならないところ、有効期間満了日を超えて行われる当該申請については、当該海技免状等の有効期間満了日に申請されたものとして取り扱います。

(例3) 登録船舶職員養成施設の登録は、当該登録の期間が満了する日までの間に更新を受けなければ効力を失うところ、当該登録の期間が満了した後に行われる当該

登録の更新申請については、当該登録の期間が満了する日に申請されたものとして取り扱います。

(例4) 登録小型船舶教習所は毎事業年度経過後3月以内に財務諸表等を作成しなければならないところ、3月を超えて作成される財務諸表等については、当該事業年度経過後3月となる日に作成されたものとして取り扱います。

② 申請に対する添付書類等における期限等の猶予

令和2年2月17日以降に行われる申請であって、その添付書類等において一定の期間又は一定の期限を要件としているにもかかわらず、上記1.のやむを得ない事情により当該期間又は期限を超えているものについては、当該期間又は期限を超えていないものとして、当該審査事務を弾力的に取り扱います。

(例1) 操縦免許証の有効期間の更新申請において、申請日以前3月以内に登録操縦免許証更新講習の課程を修了しなければならないところ、3月を超えた当該課程の修了についても申請日以前3月以内に当該課程を修了したものとして取り扱います。

(例2) 操縦免許証の有効期間の更新申請において、上記①により有効期間満了日を申請日として取り扱う場合、有効期間満了後に登録操縦免許証更新講習の課程を修了したものについても当該申請日以前3月以内に修了したものとして取り扱います。

(例3) 操縦免許証の有効期間の更新申請において、海技士身体検査証明書については申請日以前3月以内に指定医師により受けた検査結果を記載したものでなければならないところ、3月を超えた検査結果についても申請日以前3月以内の検査結果が記載されているものとして取り扱います。

(例4) 海技試験の受験資格である乗船履歴について、試験開始期日の前5年以内のものが含まれていなければならないところ、5年以内のものが含まれていない乗船履歴についても試験開始期日の前5年以内のものが含まれているものとして取り扱います。

(例5) 登録小型船舶教習所の課程を修了した者が受験する操縦試験において、操縦試験の開始日前1年以内に当該課程を修了しなければ学科試験及び実技試験が免除とならないところ、試験開始日前1年を超えた当該課程の修了についても試験開始日前1年に当該課程を修了したものとして取り扱い、学科試験及び実技試験を免除します。

③ 基準日の取扱い

上記①②のとおり、原則として「令和2年2月17日」を基準日としていますが、基準日の前であっても、新型コロナウイルス感染症対策に関連して申請を行うことができなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、上記と同様に取り扱います。

(2) 更新申請関係

① 上記1.のやむを得ない事情により、海技免状等の有効期間の更新申請を更新期限内に行うことが困難であるが、船舶職員として乗り組むこと又は小型船舶操縦者として乗船することが不可欠である旨の申出を受けたときは、更新可能期限を記載した有効期間更新手続中シールを当該海技免状等に貼付します。その後、更新可能期限を超えて当該やむを得ない事情が継続する見込みである旨の申出を受けたときは、有効期間更新手続中シールを再び貼付することができます。

② 上記①の更新可能期限は、原則として海技免状等の有効期間の満了日又は更新可能期限の到来日から3月以内とします。ただし、乗船期間や更新講習の開催予定等に鑑み、やむを得ない場合は、この限りではありません。

(3) 海技試験の受験申請関係

定期試験（令和2年2月、4月又は7月）の受験を申請した者から、試験科目の一部であっても当該試験を受験できなかった旨の申出を受けたときは、申請書類を返還します。

この場合において、当該申請書類（海技試験申請書を除く。）については、令和2年度の海技試験に限り有効なものとして取り扱います。

【問合せ先】

近畿運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

電話 06-6949-6434 FAX 06-6949-5203

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、海技免状や操縦免許証の有効期間満了日までに更新申請を行うことができなかつた場合における「やむを得ない事情」の例

例1：新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、〇〇市役所から、〇月〇日から〇月〇日までの間、外出自粛要請が出されたので、仕事以外の用で外出することを自粛していた。その後、外出自粛要請が解除され次第、〇月〇日に、速やかに更新講習を受講した。

例2：〇〇会社の指示により、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受検したところ、陽性であることが判明し、〇月〇日から〇月〇日まで自宅待機を命じられていたため。

例3：同居している家族が、新型コロナウイルス感染症に罹患したため、自分も濃厚接触者に該当し、〇〇保健所の指示を受けて、〇月〇日から〇月〇日まで2週間以上自宅待機していたため。

例4：新型コロナウイルス感染症対策として、〇〇講習機関が3密防止の観点から一回当たりの更新講習の受講人数を制限していたため、操縦免許証の有効期間内に受講予約を取ることができなかつた。さらに、近隣府県にある他の更新講習機関にも当たってみたが、全て予約満員であった。その後、毎日予約を試み、ようやく受講することができた。

例5：操縦免許証の有効期間内に〇〇講習機関の更新講習を受講できるよう〇月〇日に予約していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響で講習が中止となった。予定どおりに講習を受講することはできなかつたが、その後、別の更新講習機関で受講することができた。

例6：操縦免許証の有効期間内に更新申請を行うことができるように、〇月〇日に〇〇医療機関に行ったところ、身体検査を断られた。近隣の医療機関にも電話してみたが、どの医療機関も、現在は身体検査を実施していないと言われた。その後、ようやく身体検査を実施している医療機関を探しあて、受検することができた。

例7：〇月〇日に、〇〇港で下船し、海技免状の有効期間の更新申請を行う予定であったが、交代船員が新型コロナウイルス感染症に罹患したために、予定どおり下船できず、有効期間の満了前に手続を行うことができなかつた。

例8：〇月〇日に、〇〇港で下船し、海技免状の有効期間の更新申請を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症に伴う検疫強化のために、航海スケジュールが大幅に遅延したために、予定どおり下船できず、有効期間の満了前に手続を行うことができなかつた。